

第26号議案 長崎市犯罪被害者等支援条例

目次

1 条例の概要	1～4 ページ
2 条例制定までの経過	5 ページ
3 条例制定に係る主な意見とその対応	6 ページ
4 犯罪の現状	7 ページ
5 関係法令	8～24 ページ
6 長崎市安全・安心まちづくり推進条例	25～27 ページ



1 条例の概要

(1) 制定理由

長崎市は、人口10万人当たりの犯罪率で比較すると全国平均の半分程度で、犯罪が少ない環境にあるが、生命・身体に被害を受ける犯罪件数等は横ばいで推移している状況にあり、様々な防犯の取り組みは行っているものの犯罪は発生し、市民が突然犯罪被害者等となる事態が起こっている。

犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)は、生命を奪う、身体を傷つける、財産を奪うなど、被害者に直接的な被害を与えている。

また、事件後も被害者のみならず、その家族までもが、心身の不調、生活上の問題、周囲の人の言動による傷つき、捜査・裁判に伴う負担といった精神的な苦痛や経済的な損失などに苦しんでいる。

そこで、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、並びに犯罪被害者等が必要とする施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的として、条例を制定するものである。

(2) 犯罪被害者支援において取り組むべき課題

ア 相談窓口の周知を図るとともに、犯罪被害者等が直面している困難を正確に把握し、適切な支援策について情報提供を行う体制と支援に関わる関係部局・関係機関との連携により速やかに支援を実施できる体制を整備する必要がある。

イ 国の犯罪被害者等給付金は給付までに時間がかかることから、医療費や転居に伴う住宅費、休職等による収入途絶など、被害直後にかかる経済的負担を軽減できるよう支援を行う必要がある。

ウ 犯罪等により直接的に心身に受けた被害からの回復を支援するとともに、二次被害・再被害を防止し、安全を確保する必要がある。

エ 犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民や事業者の理解を深めていく必要がある。

(3) 犯罪被害者等支援の長崎市の基本的な考え方

目的1 犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び被害の軽減・防止を図る

施策の方向性1 支援体制の整備・充実

犯罪等の被害に関する相談や各種手続きのワンストップ対応など、犯罪被害者等支援に係る総合的な窓口を設置するとともに、関係部局・関係機関との連携体制の充実を図る。

〈主な事業〉各種手続きのワンストップ対応、支援情報等をまとめた印刷物・ホームページの作成【新】

施策の方向性2 経済的負担の軽減

経済的な支援、居住・就労の場の確保により、被害の軽減を図り、早期に生活の安定が図られるよう支援を行う。

〈主な事業〉見舞金の給付【新】、転居費用・家賃の助成【新】、市営住宅の一時利用【新】、事業者への広報啓発活動【新】

施策の方向性3 心身の被害回復・防止

必要な保健・医療・福祉サービス又は専門機関へつなぐとともに、安全な生活の場の確保により、精神的・身体的被害からの回復や二次被害・再被害の防止を図るための支援を行う。

〈主な事業〉DVに関する相談、消費生活相談、身体障害者手帳交付、障害児福祉手当、障害者医療費助成制度、特別障害者手当、国民健康保険による医療費の一部負担金の免除、住民票の写しの交付等の制限

目的2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る

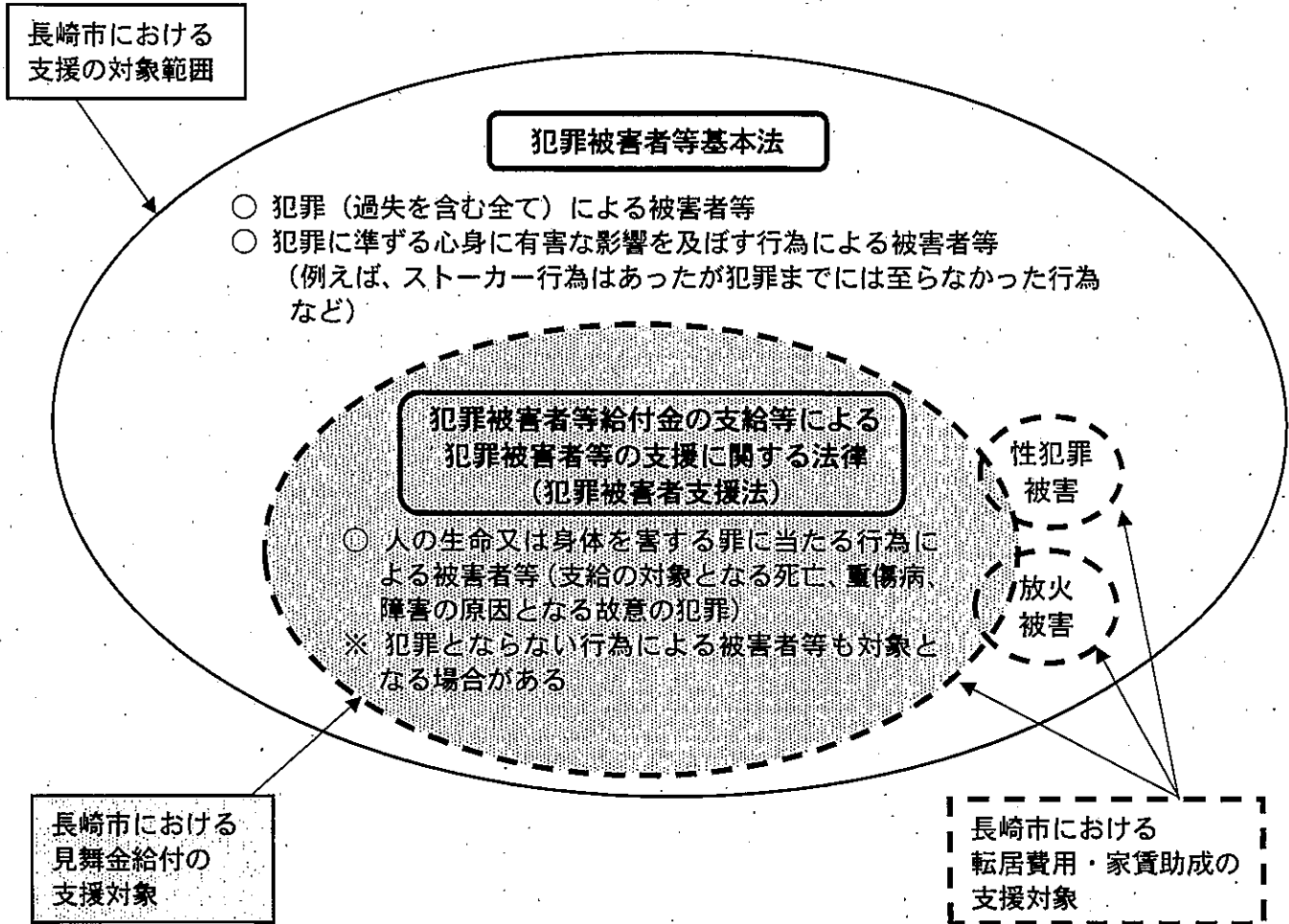
施策の方向性4 犯罪被害者等への理解の促進

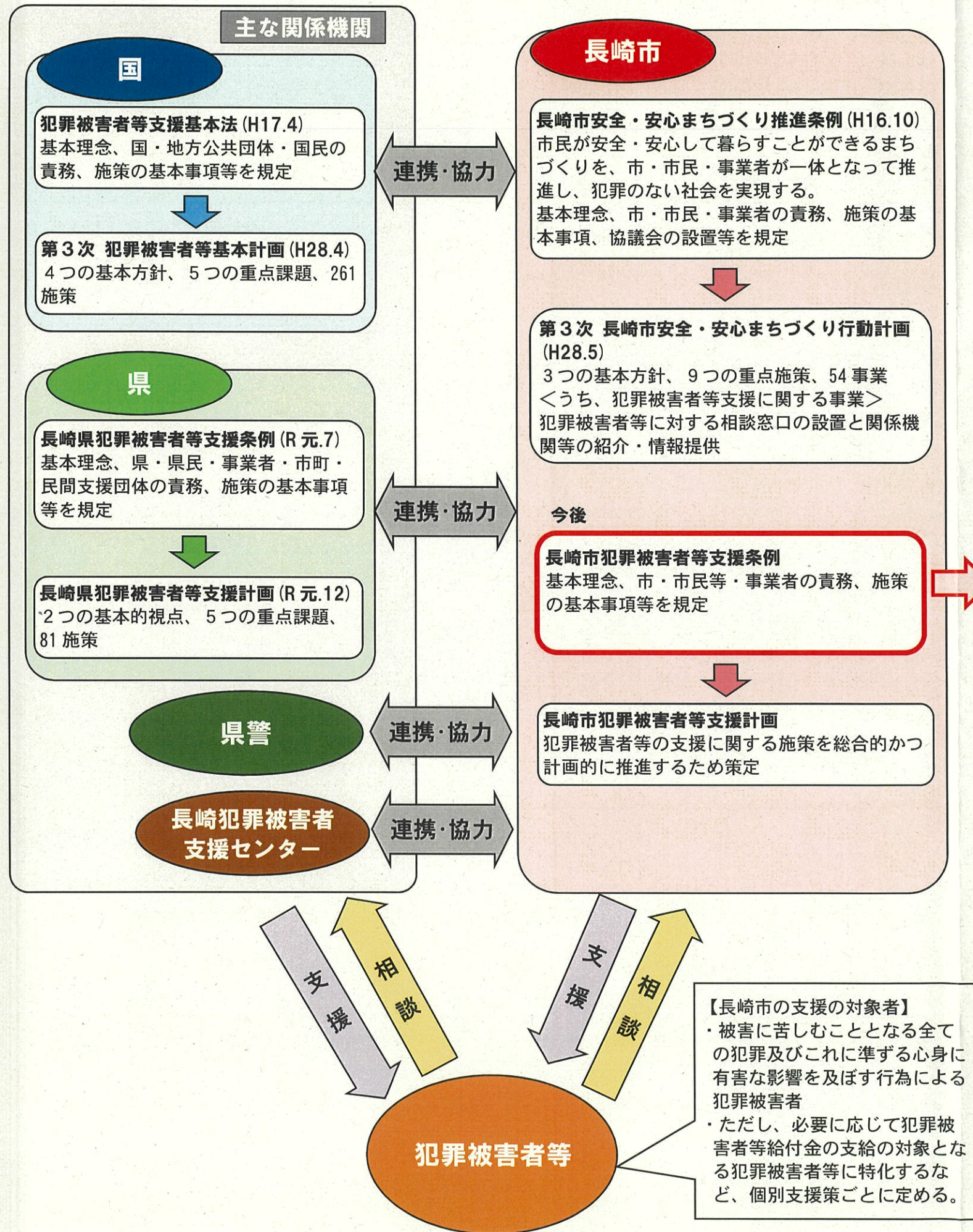
二次被害及び再被害を防止するため、広報及び啓発活動により、誰もが犯罪被害者等になり得るとの共通認識の醸成や犯罪被害者等の尊厳の尊重と支援への協力に関する理解の促進を図る。

〈主な事業〉市民及び事業者への広報啓発活動【新】、学校における教育と支援

(4) 支援の対象者

被害に苦しむこととなる全ての犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による犯罪被害者等を対象とすることを基本とし、見舞金給付は故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族または重傷病を負った被害者本人を対象、転居費用・家賃助成は殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により従前の住居に居住することが困難となった被害者本人及び遺族を対象とするなど、個別支援策ごとに定める。





長崎市犯罪被害者等支援条例（骨子）

目的 (第1条)	本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、並びに犯罪被害者等が必要とする施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る。								
基本理念 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> ■犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の尊厳が重んぜられるよう配慮して行う。 ■犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の状況等に応じて、迅速かつ適切に行う。 ■犯罪被害者等の支援は、必要な支援を途切れなく行う。 ■犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等のプライバシーに配慮して適切に行う。 								
役割分担	<table border="1"> <tr> <th>市の責務 (第4条)</th> <th>市民の責務 (第5条)</th> <th>事業者の責務 (第6条)</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の尊厳の尊重 ・犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減、二次被害・再被害防止施策の実施 ・市民・事業者の理解増進施策の実施 ・関係機関との連携・協力 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の尊厳の尊重 ・犯罪被害者等の現状や支援の必要性等の理解 ・犯罪被害者等の二次被害・再被害防止への配慮 ・犯罪被害者等支援への協力 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の尊厳の尊重 ・犯罪被害者等の現状や支援の必要性等の理解 ・犯罪被害者等の就労・勤務への配慮 ・犯罪被害者等の二次被害・再被害防止への配慮 ・犯罪被害者等支援への協力 </td> </tr> </table>	市の責務 (第4条)	市民の責務 (第5条)	事業者の責務 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の尊厳の尊重 ・犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減、二次被害・再被害防止施策の実施 ・市民・事業者の理解増進施策の実施 ・関係機関との連携・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の尊厳の尊重 ・犯罪被害者等の現状や支援の必要性等の理解 ・犯罪被害者等の二次被害・再被害防止への配慮 ・犯罪被害者等支援への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の尊厳の尊重 ・犯罪被害者等の現状や支援の必要性等の理解 ・犯罪被害者等の就労・勤務への配慮 ・犯罪被害者等の二次被害・再被害防止への配慮 ・犯罪被害者等支援への協力 		
市の責務 (第4条)	市民の責務 (第5条)	事業者の責務 (第6条)							
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の尊厳の尊重 ・犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減、二次被害・再被害防止施策の実施 ・市民・事業者の理解増進施策の実施 ・関係機関との連携・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の尊厳の尊重 ・犯罪被害者等の現状や支援の必要性等の理解 ・犯罪被害者等の二次被害・再被害防止への配慮 ・犯罪被害者等支援への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の尊厳の尊重 ・犯罪被害者等の現状や支援の必要性等の理解 ・犯罪被害者等の就労・勤務への配慮 ・犯罪被害者等の二次被害・再被害防止への配慮 ・犯罪被害者等支援への協力 							
支援計画 (第7条)	犯罪被害者等の支援を総合的・計画的に推進するための計画の策定								
総合的支援体制 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係部局との緊密な連携、総合的窓口の設置 ○ 関係機関との緊密な連携・協力、総合的な支援を実施するための体制整備 								
具体的支援	<table border="1"> <tr> <td>支援体制の整備・充実 (第8条、第9条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的支援体制の整備 ○ 相談及び情報の提供等 </td> </tr> <tr> <td>経済的負担の軽減 (第10条～第12条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的負担の軽減 ○ 居住の安定 ○ 雇用の安定 </td> </tr> <tr> <td>心身の被害回復・防止 (第13条、第14条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 ○ 安全の確保 </td> </tr> <tr> <td>犯罪被害者等への理解の促進 (第15条、第16条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民及び事業者の理解の増進 ○ 学校における教育及び支援 </td> </tr> </table>	支援体制の整備・充実 (第8条、第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的支援体制の整備 ○ 相談及び情報の提供等 	経済的負担の軽減 (第10条～第12条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的負担の軽減 ○ 居住の安定 ○ 雇用の安定 	心身の被害回復・防止 (第13条、第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 ○ 安全の確保 	犯罪被害者等への理解の促進 (第15条、第16条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民及び事業者の理解の増進 ○ 学校における教育及び支援
支援体制の整備・充実 (第8条、第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的支援体制の整備 ○ 相談及び情報の提供等 								
経済的負担の軽減 (第10条～第12条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的負担の軽減 ○ 居住の安定 ○ 雇用の安定 								
心身の被害回復・防止 (第13条、第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 ○ 安全の確保 								
犯罪被害者等への理解の促進 (第15条、第16条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民及び事業者の理解の増進 ○ 学校における教育及び支援 								
支援の制限 (第17条)	■社会通念上適切でないとき、犯罪被害者等の支援を制限								
委任 (第18条)	■条例の施行に必要な事項は、市長が定める								
施行期日	■令和3年4月1日								

2 条例制定までの経過

時期	内容
昭和 56 年 1 月	【国】「犯罪被害者等給付金支給法」施行 ⇒故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた方の遺族や重い障害が残った方に対し、国が給付金を支給する「犯罪被害給付制度」が発足して被害者等への経済的支援が始まる
平成 13 年 4 月	【国】「犯罪被害者等給付金支給法」が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改正 ⇒障害給付金の支給対象範囲の拡大や重傷病給付金の創設が行われた
平成 16 年 10 月	「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」施行
平成 17 年 4 月	【国】「犯罪被害者等基本法」施行 ⇒地方公共団体の責務として「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められた。
平成 20 年 1 月	【県】「長崎県犯罪被害者等支援計画」策定
平成 21 年 3 月	「長崎市安全・安心まちづくり行動計画」策定 ⇒犯罪被害者に関する事業として、犯罪被害者等に対する相談窓口の設置と関係機関等の紹介・情報提供を盛り込む ・第 1 次行動計画（平成 21 年度～平成 22 年度） ・第 2 次行動計画（平成 23 年度～平成 27 年度） ・第 3 次行動計画（平成 28 年度～令和 3 年度）
令和元年 7 月	【県】「長崎県犯罪被害者等支援条例」施行
令和元年 11 月	長崎市安全・安心まちづくり推進協議会開催 ⇒長崎市の犯罪被害者等支援条例の制定に向けた考え及び長崎市における犯罪被害者等への支援状況について説明
令和元年 12 月	【県】「長崎県犯罪被害者等支援計画」改定
令和 2 年 10 月	長崎市安全・安心まちづくり推進本部会議開催 ⇒長崎市の犯罪被害者等支援における基本方針について審議 長崎市安全・安心まちづくり推進協議会開催 ⇒長崎市の犯罪被害者等支援における基本的な考え方について意見聴取
令和 2 年 11 月	長崎市議会総務委員会 所管事項調査
令和 2 年 12 月	パブリック・コメント実施（12 月 16 日～1 月 15 日）
令和 3 年 1 月	長崎市安全・安心まちづくり推進協議会（文書による意見照会） ⇒長崎市犯罪被害者等支援条例（案）等について意見照会

3 条例制定に係る主な意見とその対応

(1) 長崎市安全・安心まちづくり推進協議会

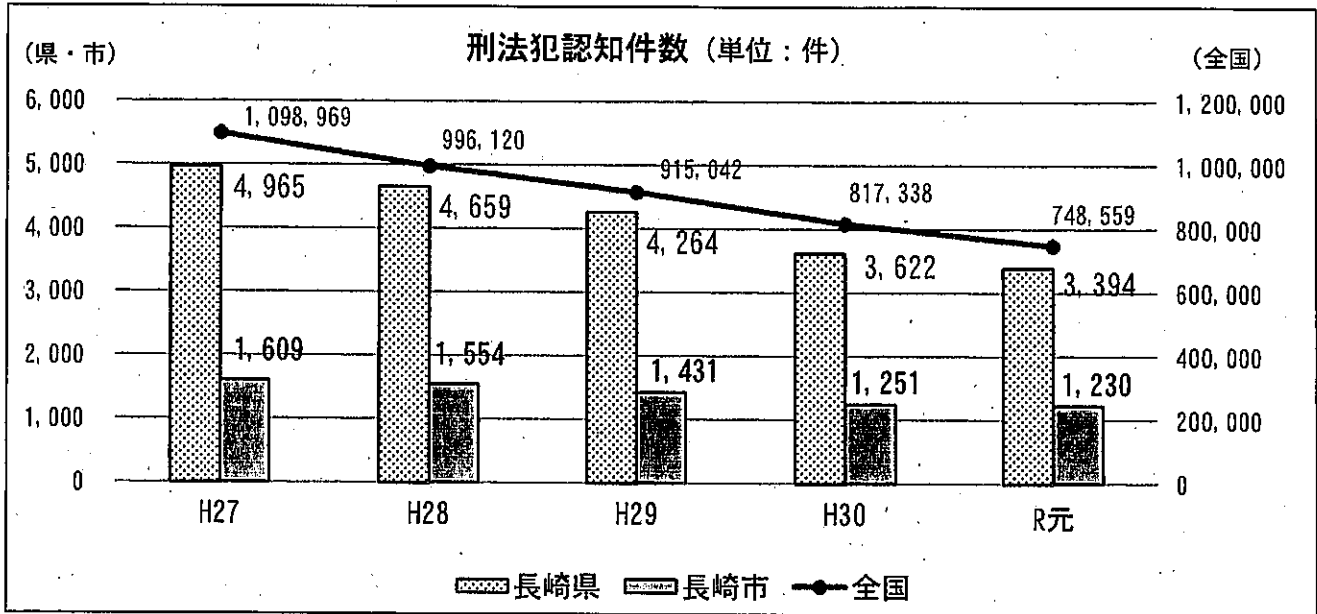
No	意見等	長崎市の対応
1	施策の実施状況を公表する旨の規定を設け、ホームページなどで公表する形をとるのがよい。	条例案第 15 条に規定する市民及び事業者の理解の増進を図る具体的な取り組みの一つとして、施策の実施状況についての広報にも努めていく。
2	助成金については、出発点としてまずは現在の案でよいが、今後の課題として、例えばストーカー行為の被害にあって禁止命令等が出された場合などについても、転居費用や家賃助成が出せる形になることが望ましい。	実施段階において内容を検証し、改善を図っていく。
3	転居費用助成、家賃助成については、対象犯罪に放火が含まれているが、運用に当たっては、放火か否かを判断するために警察との情報交換が必要になることから、警察との協定締結も検討してほしい。	支給対象となるか否かの判断には警察からの情報提供が重要となるため、円滑な運用に向けた具体的な連携方法について調整を行いたい。

(2) パブリック・コメント

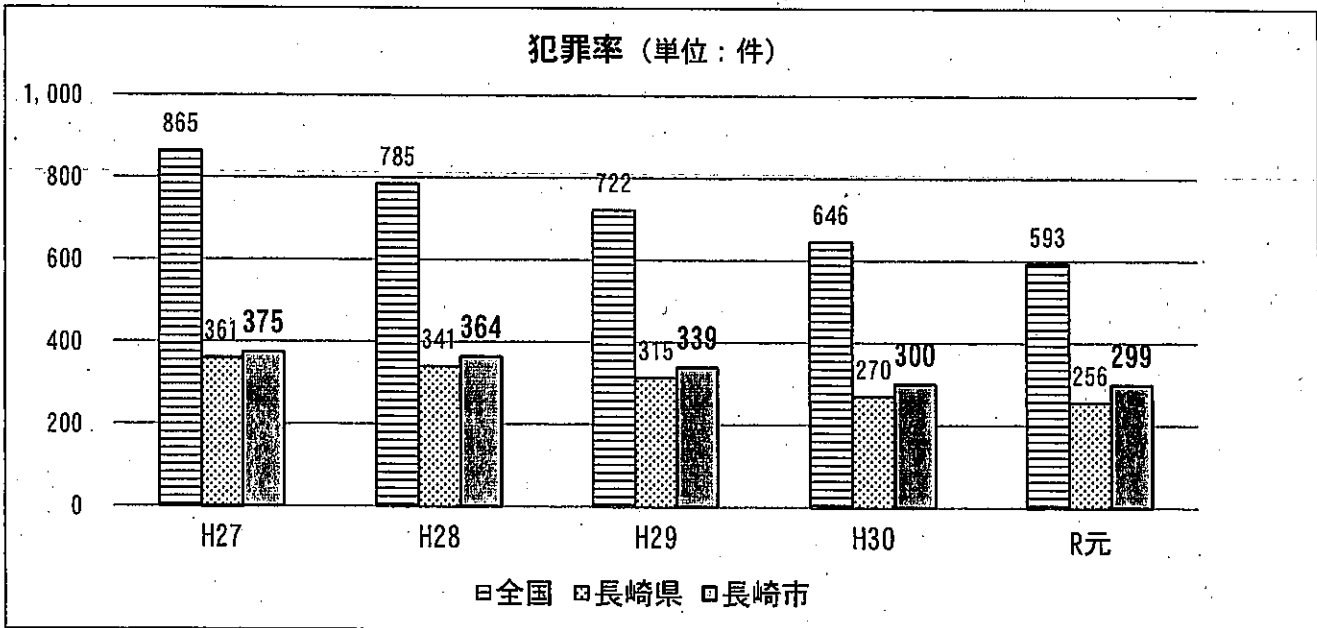
No.	意見等	長崎市の対応
1	事業者へ犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度などの広報を行うことは、犯罪被害者の経済的負担につながると同時に企業や努める社員に犯罪被害について知ってもらうことにもつながるので、ぜひ取り組んでいただきたい。	被害の軽減・回復のためには、犯罪被害者等が安心して仕事を続けられる環境づくりが大切であるため、事業者の理解を深めるための啓発活動に取り組んでいく。
2	最近では、大人になってから被害に気付き、声をあげる人も増えていることから、そのような方への支援もお願いしたい。	大人になって被害に気付いた方への支援についても取り組んでいく。

4 犯罪の現状

(1) 犯罪の発生状況（刑法犯認知件数）



(2) 犯罪率（人口10万人当たりの刑法犯認知件数）



(3) 生命・身体に被害をもたらした刑法犯による被害者数（単位：人）

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
死亡者	全国	799	751	709	690	700
	長崎県	11	17	11	6	6
	長崎市	3	6	2	2	3
重傷者	全国	2,724	2,796	2,644	2,675	2,564
	長崎県	19	23	14	11	19
	長崎市	10	14	4	1	8
軽傷者	全国	26,577	25,410	24,137	23,286	21,859
	長崎県	155	170	154	140	151
	長崎市	52	53	56	48	59

※重傷者は全治1か月以上の負傷者、軽傷者は全治1か月未満の負傷者をいう。

5 関係法令

○犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日)

(法律第百六十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体を実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償の請求についての援助等）

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

（給付金の支給に係る制度の充実等）

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報^ニの適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗^ニ状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(平二六法七九・一部改正)

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

(昭和五十五年五月一日)

(法律第三十六号)

(目的)

第一条 この法律は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

(平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

2 この法律において「犯罪被害」とは、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であつてその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む。

3 この法律において「犯罪被害者」とは、犯罪被害を受けた者をいう。

4 この法律において「犯罪被害等」とは、犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害をいう。

5 この法律において「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病の療養の期間が一月以上であつたことその他政令で定める要件を満たすものをいう。

6 この法律において「障害」とは、負傷又は疾病が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で政令で定める程度のものをいう。

7 この法律において「犯罪被害者等給付金」とは、第四条に規定する遺族給付金、重傷病給付金又は障害給付金をいう。

(平七法九一・平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

(犯罪被害者等給付金の支給)

第三条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又

はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

（平二〇法一五・一部改正）

（犯罪被害者等給付金の種類等）

第四条 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

- 一 遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族（次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。）
- 二 重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負った者
- 三 障害給付金 犯罪行為により障害が残った者

（平一三法三〇・全改）

（遺族の範囲及び順位）

第五条 遺族給付金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - 二 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - 三 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第二号の子と、その他のときにあつては同項第三号の子とみなす。
- 3 遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族給付金の支給を受けることができる遺族としない。遺族給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

（平二〇法一五・一部改正）

(犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合)

第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- 二 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は第九条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないとき。

(平二〇法一五・一部改正)

(他の法令による給付等との関係)

第七条 遺族給付金（第九条第五項の規定により加算する額に係る部分を除く。）及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、犯罪被害者又はその遺族に対し、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他の法令による給付等で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付等に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

- 2 重傷病給付金及び遺族給付金（第九条第五項の規定により加算する額に係る部分に限る。）は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、犯罪被害者に対し、同条第二項に規定する法律以外の法令（条例を含む。以下この項において同じ。）の規定により療養に関する給付（同条第二項に規定する給付期間におけるものに限る。）が行われるべき場合又はその療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部若しくは一部を得ることができなかつたことを原因として労働者災害補償保険法その他の法令の規定による給付（同条第三項に規定する休業日に係るものに限る。）が行われるべき場合には、それらの給付の限度において、支給しない。

(平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

(損害賠償との関係)

第八条 犯罪被害を原因として犯罪被害者又はその遺族が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、犯罪被害者等給付金を支給しない。

- 2 国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する。

(平二〇法一五・一部改正)

(犯罪被害者等給付金の額)

第九条 遺族給付金の額は、政令で定めるところにより算定する遺族給付基礎額に、遺族

の生計維持の状況を勘案して政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

- 2 重傷病給付金の額は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して政令で定める期間を経過するまでの間（以下この項及び次項において「給付期間」という。）における療養に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額から、健康保険法（大正十一年法律第七十号）その他の政令で定める法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた給付期間における療養に関する給付の額を控除して得た額（当該犯罪被害者がこれらの法律の規定による療養に関する給付を受けることができない場合その他政令で定める場合にあっては、当該控除して得た額に相当するものとして政令で定める額）をいう。次項及び第五項において同じ。）とする。
- 3 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日（給付期間内の日（当該収入の全部又は一部を得ることができなかつた日の第三日目までの日を除く。）に限り、当該犯罪被害者が刑事収容施設、少年院その他これらに準ずる施設に収容をされた場合（国家公安委員会規則で定める場合に限る。）にあっては、当該収容をされていた日を除く。以下この項及び第五項第二号において「休業日」という。）がある場合における重傷病給付金の額は、前項の規定にかかわらず、犯罪被害者負担額に、政令で定めるところにより算定する休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額（当該休業日に当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日（以下この項において「部分休業日」という。）が含まれるときは、当該休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額から、当該部分休業日について得た収入の額を合算した額を控除して得た額。第五項第二号において「休業加算額」という。）を加えた額とする。
- 4 前二項の規定により算定した額が第七条第二項に規定する法令の規定による給付との均衡を考慮して政令で定める額を超える場合における重傷病給付金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該政令で定める額とする。
- 5 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合における遺族給付金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額（その額が前項の政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額）を加えた額とする。
 - 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該療養についての犯罪被害者負担額
 - 二 当該療養についての休業日がある場合 当該療養についての犯罪被害者負担額に休業加算額を加えた額
- 6 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、遺族給付金の額は、第一

項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

- 7 障害給付金の額は、政令で定めるところにより算定する障害給付基礎額に、障害の程度を基準として政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

(平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

(裁定の申請)

第十条 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請し、その裁定を受けなければならない。

- 2 前項の申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病若しくは障害の発生を知った日から二年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病若しくは障害が発生した日から七年を経過したときは、することができない。

- 3 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に第一項の申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、同項の申請をすることができる。

(平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

(裁定等)

第十一条 前条第一項の申請があつた場合には、公安委員会は、速やかに、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定（支給する旨の裁定にあつては、その額の定めを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定があつたときは、当該申請をした者は、当該額の犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利を取得する。
- 3 犯罪被害者について重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があつた後に当該犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、国は、当該重傷病給付金又は障害給付金の額の限度において、当該犯罪被害者の死亡に係る遺族給付金を支給する責めを免れる。

(平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

(仮給付金の支給等)

第十二条 公安委員会は、第十条第一項の申請があつた場合において、犯罪行為の加害者を知ることができず、又は犯罪被害者の障害の程度が明らかでない等当該犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに前条第一項の裁定をすることができない事情があるときは、当該申請をした者（次条第一項及び第三項において「申請者」という。）に対し、

政令で定める額の範囲内において、仮給付金を支給する旨の決定をすることができる。

- 2 国は、前項の決定があつたときは、仮給付金を支給する。
- 3 仮給付金の支給を受けた者について犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定があつたときは、国は、仮給付金の額の限度において犯罪被害者等給付金を支給する責めを免れる。この場合において、当該裁定で定める額が仮給付金の額に満たないときは、その者は、その差額を返還しなければならない。
- 4 仮給付金の支給を受けた者について犯罪被害者等給付金を支給しない旨の裁定があつたときは、その者は、仮給付金に相当する金額を返還しなければならない。
- 5 仮給付金の支給を受けた犯罪被害者又はその遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定がある前に当該犯罪被害者又はその遺族が死亡したときは、国は、当該仮給付金の額の限度において、当該犯罪被害者の死亡に係る遺族給付金又は当該遺族が支給を受けようとしていた遺族給付金と同一の犯罪被害を支給原因とする遺族給付金を支給する責めを免れる。

(平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

(裁定のための調査等)

第十三条 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

- 2 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 3 申請者が、正当な理由がなく、第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、公安委員会は、その申請を却下することができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第十四条 第十条から前条までに定めるもののほか、裁定の手續その他裁定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(不正利得の徴収)

第十五条 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等給付金（仮給付金を含む。以下この項及び第十九条において同じ。）の支給を受けた者があつたときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(平二〇法一五・一部改正)

(時効)

第十六条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、これを行使することができる時から二年間行使しないときは、時効により消滅する。

(平二九法四五・一部改正)

(犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利の保護)

第十七条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。)は、公安委員会又は犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。)町村の条例で定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(平二〇法一五・平二六法四二・一部改正)

(事務の区分)

第二十条 第十一条第一項、第十二条第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一一法八七・全改、平二〇法一五・一部改正)

(地方自治法の特例)

第二十条の二 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣(内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者

等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

（平一一法八七・追加、平一一法一六〇・平二〇法一五・平二六法六九・一部改正）

（審査請求と訴訟との関係）

第二十一条 第十一条第一項の裁定の取消しを求める訴えは、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（平二六法六九・一部改正）

（犯罪被害者等の支援）

第二十二条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者又はその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための措置として、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならない。

2 警察本部長等は、前項の規定に基づく措置をとるに当たっては、関係する機関の活動との連携及び調和の確保に努めなければならない。

3 公安委員会は、次条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする民間の団体（第五項において「犯罪被害者等早期援助団体等」という。）の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国家公安委員会は、第一項又は前項の規定に基づき警察本部長等又は公安委員会がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるものとする。

5 国家公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体等が組織する団体に対し、当該犯罪被害者等早期援助団体等による犯罪被害者等の支援の適切かつ有効な実施を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、国家公安委員会、公安委員会及び警察本部長等は、犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（平一三法三〇・追加、平二〇法一五・一部改正）

(犯罪被害者等早期援助団体)

第二十三条 公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であって、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者（以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。）として指定することができる。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業を行うものとする。

一 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。

二 犯罪被害等に関する相談に応ずること。

三 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること。

四 犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に、犯罪被害者等に対し、物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により援助を行うこと。

3 犯罪被害者等を援助する者は、前項に規定する事業を行うに当たっては、第一項の指定を受けないで、公安委員会指定という文字を冠した名称を用いてはならない。

4 警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が第二項第二号又は第四号に掲げる事業を適正に行うために必要な限度において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、当該犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる。

5 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

7 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない。

8 犯罪被害者等早期援助団体は、第二項に規定する業務の遂行に当たっては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。

9 第一項の指定の手続その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(平一三法三〇・追加、平二〇法一五・一部改正)

(経過措置)

第二十四条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合には、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(平一三法三〇・旧第二十二条繰下)

(政令への委任)

第二十五条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一三法三〇・旧第二十三条繰下)

(罰則)

第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

(平一三法三〇・追加)

第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(平一三法三〇・追加)

附 則 抄

(施行期日等)

1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行し、この法律の施行後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害について適用する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

6 長崎市安全・安心まちづくり推進条例

平成16年9月30日
条例第144号

(目的)

第1条 この条例は、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）を、市、市民及び事業者が一体となって総合的に推進し、もつて個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより行われなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、犯罪から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、次世代にこれらが継承されることを目的として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供、知識の普及、市民の安全と安心を確保するための環境整備等の必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、特に援護を必要とする高齢者、障害者、児童等に配慮しなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を十分に反映させ、常に国、県その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、常に安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を積極的に習得するとともに、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、犯罪の発生時においては、相互に協力して被害者の救助、関係機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市民の安全に十分配慮して、その所有し、又は管理する土地、建物その他の工作物を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員が安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、犯罪の発生時においては、被害者の救助、関係機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域安全まちづくり活動)

第6条 市民等は、自主的に又は自発的に地域の安全を確保するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に積極的に取り組み、助け合いの精神に根ざした良好なコミュニティをはぐくむよう努めなければならない。

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(安全・安心まちづくり推進協議会の設置)

第8条 安全で安心なまちづくりを推進するため、長崎市安全・安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の所掌事務)

第9条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域安全まちづくり活動に関する事項
- (2) 学校等における児童等の安全の確保に関する事項
- (3) 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに関し必要な事項

(協議会の組織及び委員)

第10条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- (3) 防犯関係団体を代表する者
- (4) 地域活動団体を代表する者
- (5) 教育関係団体を代表する者
- (6) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (7) 産業関係団体を代表する者
- (8) 市民

3 市長は、前項第8号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(平27条例40・平29条例13・令元条例64・一部改正)

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号から第7号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(平27条例40・全改、平29条例13・令元条例64・一部改正)

(協議会の会長)

第12条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第14条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(協議会の庶務)

第15条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(平23条例20・平27条例56・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第8条、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条から第15条まで並びに第16条ただし書の規定は、同年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月11日条例第20号) 抄

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日条例第40号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日条例第56号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日条例第13号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則 (令和元年9月27日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。